



目 議 第 8 8 7 号
令和 7 年 8 月 2 5 日

様

目黒区議会議長

鈴 木 まさし

質 問 通 告 に つ い て

令和 7 年 9 月 4 日開会の第 3 回目黒区議会定例会における質問通告が下記のとおりありましたので通知します。

記

一 般 質 問

質問者氏名 小 林 かなこ

目 安 時 間 4 5 分

1 区南部の木密地域における災害に強いまちづくりについて

- (1) 区ではこれまで、南部の木密地域における燃えない・燃え広がらないまちづくりの整備を進めてきており、都市計画道路補助 4 6 号線の拡幅整備では沿道の建て替えも進んでいる。4 6 沿道まちづくり協議会では令和 4 年に東京都と区宛に要望書を提出し、懸念されていた 4 6 号線の拡幅整備によってまちが分断されないよう、現在、地域が一体となった活動を積極的に進めているところである。今年 2 月には沿道の 3 町会による合同防災訓練が行われ、この秋にも同じく 3 町会合同での防災訓練が行われる予定である。歩道の幅及び信号機の設置など、地元からの要望の実現に向けた進捗と、今後の進め方について伺う。

- (2) 区南部の木密地域における公園等用地については、現在、寄附も含め

て実施計画の目標 600 平方メートルを上回る、1,200 平方メートルを超える用地が確保できている。目黒本町 5 丁目 21 番の新たな寄附用地について、整備の進捗と今後の進め方について伺う。

2 西小山のまちづくりについて

(1) 本年 4 月、西小山の 2 つの商店街が交差する場所に新たに「にこまる MINE PARK」が開園した。地域の防災性向上を図るだけでなく、商店会と町会、地域住民が主体となって管理団体を設立し、まちの賑わいを創出する場所として様々なイベントを行い、現在管理団体が管理・運営を行っている。区としてのこれまでの取り組みと、今後の展望について伺う。

(2) 6 月～7 月にかけて、西小山街づくり協議会が商店街の沿道地権者を対象にアンケート調査を行ったところ、無電柱化に対する関心が大変高いことがわかった。協議会の中でも、無電柱化についてはこれまで区及び事業者による説明や学芸大学での取り組み状況などが紹介をされたところであるが、今回の調査結果を受け、区として今後どのように地元の声を支援し、進めていくのか伺う。

3 帰宅困難者対策について

7 月 30 日、ロシアカムチャツカ半島沖で発生した地震により、我が国でも太平洋地域の広範囲に渡って津波警報が発令された。警報を受け、沿岸部を通る路線を中心に電車は運転を見合わせ、夏休みで賑わっていた海水浴場は各地で閉鎖、猛暑の中、多くの帰宅困難者が溢れる事態となった。こうした事態を受けて、木更津市では帰宅困難者用にシェルターを開設、鎌倉市では議場を開放するなど、沿岸部の自治体では対応に迫られた。

また、最近では、大阪・関西万博会場につながる唯一の地下鉄が一時運転を見合わせ、ここでも多くの帰宅困難者が出た。今回は大きな自然災害ではなかったものの、様々な理由で公共交通が麻痺した場合には、本区でも同じような状態が想定される。

そこで、以下伺う。

(1) 本区における帰宅困難者対策の現状と課題について伺う。

(2) 多くの帰宅困難者が出ることが想定される場合に、学校施設更新で避難所が使えない地域における、例えば中央体育館などの区有施設を一時的に開放する考えについて伺う。

質問者氏名 吉 野 正 人

目 安 時 間 5 5 分

- 1 スマートフォンを活用して音声情報が流れる「コード化点字ブロック」設置についての見解を伺います。
- 2 総合庁舎内における来庁者等への通信環境についての現状をどのように把握しているのか伺います。
- 3 区立小・中学校における副校長補佐配置についての成果と課題について伺います。
- 4 区立小・中学校における熱中症対策についての現状を伺います。
- 5 学校評価アンケートの学校ホームページ公開基準についての現状を伺います。
- 6 区立中学校部活動の地域連携・地域移行についての現状と課題について伺います。

質問者氏名 武藤 まさひろ

目 安 時 間 3 0 分

- 1 電位治療器ヘルストロンについて
 - (1) 現状、高齢者センターと駒場いこいの家に設置されているが、利用実態を伺う。
 - (2) 北部と東部に設置されているが、中央、南部、西部への設置は、考えられないか伺う。
- 2 旅館業法について
 - (1) 2018年の改正で、玄関帳場の設置義務が撤廃された。現状、区内において玄関帳場を設置していない旅館はあるのか伺う。
 - (2) 現状の目黒区旅館業法施行条例において、あらたに旅館業を始める事を、周辺地域の住民に周知することを義務付けされていない。かたや、目黒区住宅宿泊事業においては、周辺地域の住民に周知が義務付けされている。

であるならば、新たに旅館業を始める事業者にも周辺地域の住民への周知を義務付けが必要と思うがいかがか。
- 3 リチウムイオン電池について

- (1) 区内にある10カ所の回収ボックスの現状を伺う。
- (2) 区のウェブサイトにある「リチウムイオン電池などの小型充電式電池等の回収を行っています」を見ると、分かりやすく掲載されている。

ただ、ウェブサイトを見ない方も一定おり、又、製品からの取り外しが困難なケース、リチウムイオン電池が使用されている製品だと認識されていないなどリチウムイオン電池の回収などの危険性の認識がなかなか区民に届きづらいと感じている。もう少し身近に分かりやすく周知できないか、伺う。

質問者氏名 橋本しょうへい

目安時間 55分

1 聴覚障害に関する政策について

今年3月に目黒区では手話言語条例が制定され、区議会での満場一致の賛成を経て4月に施行された。本年は手話言語条例第6条に基づき、手話が言語であることの理解促進及び手話の普及に関する施策を推進するべく、区は様々なイベントを開催している。手話を学ぶひとりの区民としても区が手話の普及・啓発に力を入れていることは嬉しく思う一方、3月の議決後の予算特別委員会でも申し上げたように、一過性のイベントに終わらないで欲しいとも思っている。

(1) ここまでの取組みの効果とデフリンピックに向けた機運醸成について

各種のイベントの参加者はろう（聾）の当事者や、手話や聴覚障害に対してある程度の理解が進んでいる人たちがほとんどという印象だったが、目黒区の様々な取組によって新たに手話や聴覚障害者に興味を持つ方が増えることが理想だと考える。これまで行ってきたイベントのアンケートや「出張手話講座講師派遣事業」への申込み実績などのデータもあると思うが、こうした方々をどの程度、巻き込むことができているか。またデフリンピックの開催という大きなチャンスの前に、ここまでの取組みによってどこまで区民の皆さんへの浸透に繋がったと考えるか。そしてその上で、デフリンピックまでにどのように機運醸成を図っていくか、伺う。

(2) デフリンピック開催に向けた心のバリアフリー推進について

駒沢オリンピック公園総合運動場が陸上競技、ハンドボール、バレーボールの会場となっていることから、目黒区でも耳が聞こえない方々、聞こえにくい方々が普段よりも多く集まってくることが予想される。聴覚障害を持つ方々と接することに慣れていない方は戸惑うこともあるかもしれないし、合理的配慮というとなしく感じるかもしれないが、実は手話が通じなくてもちょっとした知識だけで意思疎通はずいぶん楽になる。デフリンピックまでにこうした気遣いについて、区民や区内で働く方々にも知って頂ければ、お越し頂いた皆さんがもっと快適に過ごせるようになるだろう。1 問目と関連するが、どのように周知していくか、伺う。

(3) デフリンピック開催後の目黒区について

目黒区手話言語条例では前文に、全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現を目指すことが謳われている。デフリンピックの開催によって、地域社会がどう変わっていくことを期待しているか。またそのために、どのように取り組んでいくか、伺う。

2 まちづくりの分野における土地の行政需要について

現行の「区有施設見直し計画」は平成26年3月に策定された「区有施設見直し方針」の下、平成29年に策定された。令和5年の決算特別委員会では他の会派の方への答弁として「廃止や未利用となった施設については、まずは行政需要による検討を行った上で、売却や貸付けなどの資産活用を図る」とのことで、区は売却や貸付けありきではないことを明言されている。どのような行政需要があり得るのか。特に住区センターについては学校施設の更新にあたり、区有施設見直し計画の改定を待たずに議論を進める必要があることから、次の視点で伺う。

(1) まちづくりでの活用について

地域によっては、不燃領域率の向上、防災のための拠点、保育所の代用庭園という課題がある。例えば「目黒区の土地利用2023」を拝見すると、駒場住区センターや、月光原住区センター周辺の不燃領域率は50～60%未満であり、この他にも安全とされる70%を下回る地域に建っている住区センターが複数ある。また、中根住区センター周辺は都立大学駅高架下広場以外に公園が無く、大岡山西住区センターや自由

が丘住区センターも公園がほとんど無い地域である。その他にも、油面住区センターや上目黒住区センター周辺は緑被率が10%を下回る。

近年は特に木造密集地域において公園用地の取得に成功することも多かったが、それでもまとまった土地を取得することは容易ではないし、そもそも東京都の補助が出ない地域での土地の取得は財政面でもかなりハードルが高い。まちづくりの観点では区有施設見直しがまたとない機会となるが、区はどのように認識しているか伺う。

(2) 鉄道の便について

以前から取り上げている鷹番住区センターや自由が丘住区センター、上目黒住区センターは駅からも近く、高い利用率となっている。また駅から少し歩くものの、複数の路線が乗り入れる駅から近い下目黒住区センターや中目黒住区センターも比較的利用率が高い。鷹番小学校の建替えに際しては現在の鷹番住区センターの利用率の高さに留意して頂いており、住区センターの機能を小学校内に移しても跡地は売却せずに活用したいという思いを何度か伺っている。どのような使い方を思い浮かべているか。区有施設見直し方針の次期改定までまだ決まっていないものとは承知しているが、今の段階でのお考えを伺う。

(3) 用途地域について

ほとんどの住区センターが位置している場所は住居専用地域だが、場所によっては商業地域あるいは準工業地域、又は一部だけ近隣商業地域に立地している所もある。こうした地域は売却や貸付けによって財源確保に大きく寄与する可能性がある一方、区としても様々な活用方法を検討する余地がある。売却や貸付けといった手段以外にも、区で活用するという選択肢もあり得ると思うが、区の認識について伺う。

質問者氏名 岩崎 ふみひろ

目安時間 55分

1 戦争被害の実態について、区としても力を入れて後世に残すべき

今年は戦後80年。過去の戦争、現在各地で行われている戦争にかかわりなく多くのメディアが例年よりも多くの戦争にかかわる報道を繰り広げている。そのなかで、第二次世界大戦中の目黒の空襲や集団学童疎開の実

態を記した記録集などについてメディアでも取り上げられており、めぐろ歴史資料館では空襲の記録、戦時中の生活の様子を紹介した企画展を開催した。

今年は、「平和憲法を擁護し、核兵器のない平和都市であることを宣言する」とうたった目黒区平和都市宣言から40年の節目でもあり、二度と戦争をしない国づくりを進めていくためにも、以下、質問する。

(1) 空襲被害者の実態調査を

現在、国会では民間の空襲被害者の救済法案の制定を検討する動きがある。空襲被害者が高齢化しているなかで、そう時間もない。区としても国や東京都と連携し、空襲被害者の実態調査を行うべきだが、伺う。

(2) 区内に残される戦争実態の記録の大規模な活用を

区民が手記に残した戦時中の空襲の実態が「空襲記」にまとめられ販売されている。また、目黒の集団学童疎開の引率教員らの記録も残されている。めぐろ歴史資料館での企画展は終了したが、こうした貴重な資料を区民に大規模に周知するとともに活用すべきだが、いかがか。

(3) 戦争遺跡の保存と平和マップの作成を

目黒区内には、平和の石をはじめ陸軍用地の境界標柱、戦災樹木など数々の近現代の戦争遺跡がある。戦争遺跡の保存と平和マップを作成し、小・中学生や区民の学びの場や学校教育や社会教育での活用を図ってはどうか、伺う。

2 公契約条例における労働報酬下限額について

中央最低賃金審議会は2025年度の最低賃金について約6%引き上げることを答申している。これにより、東京地方最賃審は63円引き上げ1,226円という目安額を示した。現在、異常な物価高騰がすべての年齢層に大きな影響を与え、とりわけ、若年層や子育て層や就職氷河期世代でも「早く最賃を1,500円に引き上げてほしい」という切実な要求が渦巻いている。

国が最賃の大幅な引き上げを行うことは当然だが、公契約条例で労働報酬下限額を設定している地方自治体が、全体的な賃金底上げのためにも積極的な役割を果たすことが求められる。そこで、以下、質問する。

(1) 思い切った労働報酬下限額の引き上げを

各区が都の最低賃金を大幅に上回る労働報酬下限額を設定し始めてい

るなかで、目黒区はまだ低い水準にある。都心部でも生活できるだけの思い切った下限額の引き上げを行うべきだが、伺う。

(2) 公契約条例の施行状況について、労働者、事業者にアンケートを

これまでの公契約条例に基づく区の実態を把握し、今後の取り組みに生かしていくため、区と公契約を締結した事業者、公契約に係る業務に従事した労働者にアンケート調査を行い、区民にも公表すべきだがいかがか。また、事業者に対しては、労働条件調査も同時に行い実態把握を進めるべきだと考えるが、いかがか。

(3) 最低賃金の引き上げを国や都に要請を

そもそも、国や都道府県が設定する最低賃金が低いことが生活の厳しさを増長している。

区として、最賃を速やかに時給1,500円へと引き上げるよう、国や東京都に要請を行うべきだが、いかがか。

3 多文化共生社会の確立へ

先に行われた参院選では、「望ましくない迷惑外国人などを排除する」とし、外国人への規制強化や権利制限を主張する政党や、「外国人に対して適用される諸制度の運用の適正化」「日本人が払った税金は日本人のための政策に使う」とし、外国人が優遇されているかのような虚偽の印象を広げる勢力が台頭した。低賃金や重い負担に見合わない社会保障への国民の不満や不安の矛先を外国人に向け、排他主義、排外主義を唱えることについて、多くの国民から危惧する声が高まっている。

今後も様々な形態で増加していく外国人定住者をどう迎え入れ、多文化共生の目黒をつくっていくのかが問われている。以下質問する。

(1) 全国知事会の提言への評価を聞く

全国知事会は定例会議で、「外国人の受け入れと多文化共生社会実現に向けた提言」をまとめ、「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す」とする青森宣言を採択した。こうした知事会の動きに対し、区長はどう評価しているのか、伺う。

(2) 外国人労働者の実態把握を

特定技能外国人の受け入れにあたり、当該外国人が活動する事業所の所在地および住居地が属する市町村に対し「協力確認書」を提出する制度が始まった。これを機に、区として外国人労働者の実態把握とともに、

生活、人権が守られる取り組みを進めるべきだがいかがか。

(3) 外国籍の子どもへの不当なバッシング対策の強化を

区では学校教育の中で人権教育や国際理解教育を通じて、外国人への偏見や差別のない相互理解や連帯感を培う取り組みを行っている。それでも外国籍の子どもが不当なバッシングを受けた場合の人権を守る取り組みをどう充実させようとしているのか、伺う。

質問者氏名 上 田 みのり

目 安 時 間 3 0 分

1 点、スケッターは生産年齢人口減少に立ち向かう介護福祉支援体制の救世主になりうるか。

近年における合計特殊出生率の現状を鑑みた場合、日本の人口が長期的に減少の一途を辿ることは避けることのできない事実となっている。

年金や国民健康保険、介護保険を始めとする社会保障制度は「世代間における仕送り」的な要素が内在されており、人口増加時には現役世代の負担は一定程度に収まるものの、人口減少下においては過度な負担感が顕在化する傾向にあり、社会保障の持続可能性をいかに担保するか、その具体的手だてを講じているか、まさに今、各地方自治体は問われていると認識している。

地方から貴重な人材供給を受けている東京都の自治体だからこそ、人口減少が自治体の消滅可能性に直結する可能性のある他の自治体に代わり、社会保障の持続可能性に資するための先進的な施策を先んじて行う責務があるのではないかと考える。

その様な状況下において、令和7年度から目黒区が開始した有償ボランティアと介護施設のニーズを繋ぐためのマッチングサービス事業については、注目に値すると考えている。

令和8年度の次期介護報酬改定においては、被保険者の介護保険料を上げずに、介護福祉に関する社会保障費を抑制し、介護保険制度をどうやって維持するか、まさに正念場に立っている。そして、国が介護・看護を始めとする「ケア労働」の社会的価値を認めるとともに、資格職である、いわばスペシャリストへの適切な賃金水準が達成できるような改定となることを、今か

ら期待をしたいと考えている。

以下、2点質問する。

- 1 専門的知見を有する貴重な介護・福祉人材が身体的・専門的ケアに集中できるよう、有償ボランティアとの業務のすみ分けや相乗効果を狙っていると認識しているが、本事業を始めた意図について、改めて伺いたい。
- 2 日本の人口減少が進み、稼働年齢層が先細りすることが確実視されている現状において、目黒区はこの有償ボランティアマッチング事業を通じて、どのような介護・福祉現場を実現していきたいと考えているのか。その認識について、本有償ボランティアマッチング事業の現時点での実績も踏まえて伺う。

質問者氏名 こいで まあり

目 安 時 間 6 0 分

誰もが安全に心地よく暮らせる・集える魅力ある目黒区、そして、日本の全企業数の9割以上を占める中小・零細企業を中心に活力のある地域経済の実現を目指し、下記3つのテーマについて質問する。

- 1 ゴミ捨てルール等の外国人への周知について

6月の都議選・7月の参議院選は、当初の予想に反し「物価高騰対策」に加えて「外国人問題」が争点となった。「日本人ファースト」というスローガンを打ち出した国政政党もあった。特定国のヘイトスピーチに聞こえる可能性のある演説を都内各所で繰り返している無所属の候補者もいた。振り返ってみれば、昨年末から始まった減税を訴える「財務省解体デモ」も減税と外国人問題を結び付け訴えていた。

20年近く続いたデフレで弱った日本経済をコロナと世界的物価高が直撃、加えて異常な暑さが連日続くなか、人々の心は余裕を失っているように見える。

さて、「外国人問題」とは具体的には何のことを指しているのか。保守文壇の状況に詳しい文筆家・著述家の古谷経衡氏のヒアリングによれば、有権者が気にする外国人問題とは、ゴミの捨て方等の「生活する上でのちょっとしたマナー」に対する違和感について言っている事が多いとのことである。私もまさにそう感じている。

日本における外国人比率は２０２３年総務省人口統計資料によれば３１５万人、全体の２．５４％、本区においては２０２５年８月１日時点の住民基本台帳に基づけば、外国人住民人口は１万１，８８１人、全体の４．２０％。東京都全体では２０２５年１月１日時点、７２万１，２２３人で５．１５％（総務省自治行政局住民制度課）。一方で、ＯＥＣＤ（２０１９年、最新）によると、スイス２４．２％、ドイツ１３．１％と国全体での外国人比率が高く、失業や犯罪が大きな問題となっている欧州諸国の外国人問題と、日本で今問題になっている外国人問題の視点は異なるのではないか。

日本における「外国人問題」とは、一部には誤情報も混じりつつ、主には外国人がマンション・土地・企業を買っているという経済格差の問題と、生活の中のマナーが問題になっているのではないか。自治体の役割は大きいと感じている。

誤情報については、本年の予算特別委員会にて外国人の生活保護について質問し、外国人は特段優遇されていないという情報を区民にお伝えしたところである。経済成長については、れいわ新選組は消費税の廃止・一律現金給付を始めとした積極財政を２０１９年の結党時から一貫して訴え、「失われた３０年」を取り戻す経済政策を提案している。

今回は区に対して、「生活マナー」に関連して２点質問する。

- （１）ゴミ捨てに関するルールを外国人にお知らせする手段はどうなっているか、伺う。
- （２）ペットのお散歩マナーを外国人にお知らせする手段はどうなっているか、伺う。

いずれも、お知らせが英語のみの場合は、中国語（簡体字/繁体字）・韓国語など、目黒区に住む外国人の方々の母国語を取り入れて欲しいと考えるがいかがか。（例：ゴミ捨て曜日の看板、犬の散歩マナーの看板）

２ 中小・零細企業の事業承継支援について

中小企業白書２０２４によると、２０２１年の中小企業数は３３６．５万と全企業数の９９．７％を占めている。中小企業庁が２０１９年１２月に発表した「第三者承継支援総合パッケージ」では、２０２５年までに経営者が７０歳以上で後継者が不在となる企業は１２７万社と予測されて

いた。そのうち60万社は、黒字であるのに廃業してしまう可能性があるということであった。

本区においても、おおむね10年に一度発行されている2019（平成31）年3月「目黒区産業振興ビジョン」においても「事業承継の支援」という項目がある。

（1）後継者のいない中小・零細企業の事業承継について、現在、区はどのような支援を行っているか、伺う。

（2）23区の中では墨田区・世田谷区などが積極的な支援を行っている。

特に世田谷区が行っている、人気店のレシピ・屋号を継承する取組みを本区にも導入できないか、伺う。

3 塾の街、自由が丘における子どもの交通安全について

自由が丘駅周辺には、中学受験用の塾・予備校が密集している。駅周辺は目黒区と世田谷区が隣接しているが、中学受験用の塾が約30ほどあるという。大きい塾では1か所につき数百人が通う場合もある模様。授業時間は夕方4時から夜8時まで続くそうである。

自由が丘は、特に学園通りなど道幅が狭い割に路線バスなども通り、交通量が多い通りも見受けられる。現在、塾自体が交通整理をしている模様だが、夜間などの見守りが不足していると感じている区民も多い。区は現状をどの様に認識しているか。また、区として対策はできないか。具体的には下記の2点を要望する。

（1）夜間用の警備について、区ができる事はないか、伺う。

（2）送り迎えの父兄が待つ場所などについて、塾に対して区から提案をすることはできないか、伺う。

質問者氏名 白 川 愛

目 安 時 間 30分

目黒区内で現在稼働中の一般住宅と見分けがつかない宿泊施設の現状と区の認識について、以下質問する。

目黒区では住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止することを目的として目黒区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例を定めている。

この条例により、目黒区内の全域において、日曜日の午後１２時から金曜日の午前１２時までの週５日間は、住宅宿泊事業を実施できない。また目黒区内では民泊営業は年間で１０４日間の営業日数に制限されており、他自治体に比べ目黒区内では民泊事業は収益化が難しくそのため民泊物件数は少ない傾向にあると考えられる。

しかし実際には、大手民泊検索サイトには「目黒区の一軒家」、「まるまる貸切の一戸建て」などと称して、一泊数万円単位で民間サイトに数多くの区内戸建の宿泊施設が掲載されている。

戸建の宿泊施設は連泊での条件を課すなどの縛りを設けている施設も多く、ホテル等に比べ滞在日数や滞在人数が多いなどの特徴も見られる。

この中にはいわゆる民泊事業だけではなく、旅館業法による許可基準を満たして旅館業を営んでいる戸建の旅館も含まれる。

目黒区でも当然ながら第一種、第二種の低層住居専用地域では旅館業は許可されないが、準工業や商業、近隣商業などの用途地域に限らず第一種住居地域や第二種住居地域でも旅館業の営業許可は得られるため、それら用途地域に建つ戸建は一般住宅と見た目は見分けがつかないが旅館として稼働していると考えられる。

このように、条例により目黒区内では民泊営業を年間で１０４日間と営業日数を制限しても、旅館業法により一見、普通の戸建住宅と見分けがつかない状況で、３６５日、昼夜を問わず多くの宿泊者が利用するような宿泊施設が一般住宅と隣合って稼働している現状がある。法律や条例違反を犯して戸建住宅が収益物件化されているのではなく、旅館業法によって規制された許可基準を満たして旅館業を営んでいる限り行政としては直ちに取れる手段はないのか、将来にわたって目黒区が良好な住宅地であり続けようとするのであれば、このような状態は決して本区にとっても住民にとっても好ましい状況ではないのではないか。

- 1 このような現状を青木区長はどのように受け止めているのか見解を伺う。
- 2 隣接区に比べれば目黒区は民泊や旅館事業数は少ないと言えるが、ここ数年間の区内の旅館・ホテル営業許可数、並びに住宅宿泊事業件数の推移を伺う。また区は戸建て旅館（宿泊施設）、マンションの１室での旅館（宿泊施設）など、その分類や営業形態をどの程度把握されているのか、伺う。

- 3 一般住宅と見分けがつかない宿泊施設がこのまま増加し続けていった場合、本区のコミュニティ政策や住宅政策に将来的にどのような影響をもたらすかについて、現在区として何か調査や研究は行われているのか、伺う。
- 4 商業地の住宅地化による機能維持の問題、居住用であるべき住宅の宿泊施設化、投機目的による不動産価格の上昇など本区の定住率向上に向けた取り組みやコミュニティ政策に逆行しかねない影響が出てくることはないのか、本区の所見を伺う。
- 5 現在の用途地域について、近年実態と乖離してきているのではないかと思えるが、区は、用途地域と実態の乖離についてはどのような手法をもって把握するのか。また、用途地域の変更はどのような必要性が生じると行われるのか、伺う。
- 6 目黒区内で住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をしようとする日の15日前までに、規則で定めるところにより届出住宅の周辺地域の住民に周知しなければならないが、旅館業法により一般戸建住宅で宿泊施設を営もうとする場合、周辺地域の住民に対する周知については本区ではどのように運用されているのか、伺う。

また、旅館業を営もうとする戸建住宅の出入り口が共有持ち分の私道に面している場合は、「共同所有型」、「相互持合型」に関わらず私道の持ち分所有者全員から当該建物において旅館業を営む事を禁止する意思が無い事を確認したことを証明する書類の提出など、営業許可申請時の提出は求めているのか、伺う。
- 7 私道は道路交通法上の道路には該当しないため、路上駐車は道路交通法違反として警察が駐車禁止を取り締まる事ができないが、営業許可を得て稼働している戸建て旅館の宿泊者が戸建て旅館前の持ち分私道に夜間路上駐車を行っている場合、全ての私道持ち分所有者で解決する以外の方法はないのか、伺う。
- 8 旅館業法では、客室の鍵の適切な受け渡しおよび宿泊者等の出入りの確認を可能とする設備が求められている。その基準として、他区では玄関帳場の設置と従業員の常駐を求めている例もあるが、目黒区ではどのような基準を設けどのような運用を求めているのか、伺う。
- 9 旅館として営業している戸建から近くのゴミ集積場に、壊れたスーツケースが粗大ごみではなく一般のごみとして排出されていたことを私の方で

も把握をしているが、旅館業法によって稼働している宿泊施設から出されるゴミは、一般家庭ゴミではなく全て事業ゴミとして回収されるべきだと思うが、区ではどのような指導や助言を行っているのか、伺う。

質問者氏名 岸 大 介

目 安 時 間 3 0 分

1 「ふるさと納税」制度からの財源流出の現状と、防衛対策について

【書画カメラ使用】

ふるさと納税が制度として導入されて久しく、これによる本区財政への負のインパクトは年々増加し続けている。制度弱者の側から活路を見出し、新たな局面に打開してゆくことは本区だけでなく、都市部の自治体の希望・総意であると考えます。

- (1) ふるさと納税制度に対する本区の現状を伺う。
- (2) 新年度へ向けてのふるさと納税による財源流出への対策、施策において特に前進しうる点、改変しうる点について伺う。
- (3) 指定団体への寄付制度への検討状況を伺う。

2 動物愛護推進基金を利用した施策について

ふるさと納税による寄付メニューに動物愛護を設置をしたところ、この寄付メニューに対してはおよそ半年間で約700万円近い寄付が寄せられた。その後も順調な推移が想定された為、令和5年3月に23区初の動物愛護基金の設置を議会から提案し、設置する事ができ、現在その残高は3,700万円程である。

- (1) 区としての動物愛護に関する基本的な考え方を伺う。
- (2) 区内の動物愛護活動への拡充、また動物との共生社会に資する施策に使用すべきと考えるが、その使途の可能性を伺う。

質問者氏名 上 田 あ や

目 安 時 間 3 0 分

国民健康保険料収納率向上と制度の公平性確保について、以下伺います。

1 収納率の現状について

国民健康保険は、全ての加入者が適正に保険料を負担することで成り立つ制度です。収納率の低下は、制度の持続可能性や区民全体の負担の公平性に影響します。

厚生労働省の調査によれば、2024年末時点で全体の納付率は93%ですが、国籍別に見ると外国籍加入者は63%にとどまっており、一定の差が見られます。

これは加入者本人の責任というよりも、制度や手続きに関する理解不足、言語面での情報提供の不足、生活状況の不安定さなどといった、複合的な要因が考えられます。したがって、周知や相談体制の充実を通じて、負担を適切に分ち合える環境整備が必要と考えます。

そこでまず、令和6年度の日黒区における国民健康保険料の調定額、収入済額、不納欠損額、収納未済額、滞納率について、まず全体の数値を示したうえで、国籍別の内訳について伺います。

2 制度間連携による収納率向上について

国は2020年12月より、国民健康保険料（税）に係る協力要請に関する制度に基づき、滞納者情報を自治体から出入国在留管理庁へ通知する枠組みを導入しました。

2025年4月時点で参加自治体は28にとどまっていますが、制度に参加すれば、滞納情報が在留資格審査に反映され、一定の滞納防止効果が期待されます。

(1) 日黒区は当制度に参加しているか、未参加であれば理由を伺います。

(2) 制度活用による滞納抑止効果と、制度運用にあたっての課題について、区の見解を伺います。

3 前納制度導入について

厚生労働省は、市区町村の判断で2026年4月から国保料の「前納制度」を開始できるよう、条例改正等を通知予定です。海外からの転入者など、年度途中で加入する方に対し、一年分など一定期間分の保険料を前納してもらう仕組みであり、収納率向上に資すると考えられています。

(1) 正式通知があった場合、区として前納制度導入を検討する意向はあるか伺います。

(2) 制度導入する場合、区として想定する課題は何か伺います。

4 2027年度以降の新制度への対応について

政府は２０２６年度に全国自治体システムを改修し、２０２７年度以降、国保の滞納情報を在留資格更新・変更審査に反映させる制度を導入予定です。納付実績が在留資格審査に反映されれば、収納率の改善に寄与する一方、公平性や人権尊重の観点からの慎重な運用も求められます。

- (１) 制度導入に際し、区としての課題や懸念点は何か伺います。
- (２) 制度の実効性を高めつつ適正運用を確保するため、国に対して意見・要望を行う考えがあるか伺います。

質問者氏名 川原 のぶあき

目 安 時 間 ３５分

１ 災害級の暑さから区民を守るための施策推進を求めて

今夏は、連日「災害級の暑さ」と報道され、都内の熱中症による救急搬送は過去最多が見込まれている。猛暑はもはや一過性の気象現象ではなく、区民の命と健康を脅かす「災害」と捉えた対策が必要と考え、以下質問する。

- (１) 熱中症で救急搬送された区民の傾向について伺う。
- (２) クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の拡充について伺う。
- (３) 熱中症リスクの高い低所得世帯への支援について伺う。

２ 蛇崩川内水氾濫から区民を守るための取り組みについて

本年７月１０日、蛇崩川流域で内水氾濫が発生し、床上・床下浸水の被害が一部地域で発生した。当日、目黒区付近では記録的短時間大雨情報が発表され、時間１００ミリ超の大雨が観測されたが、地域住民からは「なぜ氾濫が起きたのか」、「再発防止の対策はどうするのか」という切実な声が寄せられている。

今後も台風や時間１００ミリを超える豪雨が頻発すると予測されており、内水氾濫を防ぐため、以下質問する。

- (１) 内水氾濫の発生要因について伺う。
- (２) 内水氾濫を防ぐための対策強化について伺う。
- (３) 暗渠幹線内の情報提供について伺う。

質問者氏名 田 島 けんじ

目 安 時 間 3 0 分

1 区民の財産である目黒区民センターの再開発について

「新たな目黒区民センター等整備・運営事業」については、令和6年度にPFI方式により事業者公募を実施したが、首都圏の建設ラッシュ及び物価高騰による事業費の増加により、当初の公募条件での実施を中止し、令和7～8年度に実施する目黒区区有施設見直し方針及び計画の改定作業と並行して再検討をすることとした。

目黒区民センターは、昭和49年にオープンし、その時代では先進的な多様な施設の複合化を図った施設であり、区民が手軽に、楽しく、効果的に利用できるよう、多様な施設の機能が相乗効果を生み出すことが期待され、管理運営においても一元化・一体化を図ることにより、サービスを充実させたコミュニティ施設として親しまれていた。そしてまた、安心して気軽に利用できる施設であることを建設の基本理念としたものであった。

このような目黒区民センターの設立時の基本的な考え方を踏まえつつ、再検討を行うに当たり、以下について質問する。

- (1) 当時の施設オープン後の構成施設や管理運営方法の変遷及び現在の目黒区民センターが区民にとってどのような施設であるかについて、区の認識を伺う。
- (2) 「新たな目黒区民センター等整備・運営事業」において、どのような施設を目指していたのか、当初の公募条件での実施を中止した経緯を踏まえ、今後の再検討において課題として捉えていることについて、伺う。
- (3) 建設費の高騰等により他自治体においても大型の建設事業の計画が見直しとなっている。

官民連携による公共施設の整備手法としては、PFI方式以外にも様々あり、例えば山陽小野田市（山口県）ではLABV（Local Asset Backed Vehicle）といった手法を取り入れている事例もある。

再検討に当たり、民間のノウハウや資金をより活用できる最適な事業手法を選択することが必要と考えるがいかがか、伺う。

以 上